JAPAN TEA SHIZUOKA ブランドオリジナル商品展開事業補助金公募要領

令和８年７月 14 日
静岡茶ブランディング推進委員会

１　目的

静岡茶の再生のため、世界に通用する日本発のプレミアム・グローバルブランド構築を推進する「静岡茶ブランディングプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）では、静岡茶の本質的価値の向上及び世界に向けた認知拡大を図るため、令和８年４月 14 日に発表したブランド「JAPAN TEA SHIZUOKA」の象徴となるオリジナル商品の開発及び展開に取り組みます。

本事業は、「JAPAN TEA SHIZUOKA」のブランド発信及び世界に向けたプロモーションを目的として、ブランドオリジナル商品の開発及び展開に取り組む茶業者等及び流通販売業者に対し、その試作及び販売開始に向けた準備に必要な経費を予算の範囲内で助成することにより、静岡茶のブランド価値向上を図るとともに、稼げる茶業の実現に資することを目的とします。

なお、本補助金の応募及び事業実施に当たっては、本公募要領のほか、交付要綱及び実施要領の定めによるものとします。

２　補助の対象

本事業の補助対象は、「JAPAN TEA SHIZUOKA」の発信及びプロモーションに資する、ブランド定義に適合した次のブランドオリジナル商品とします。

(1) JAPAN TEA SHIZUOKA 22茶産地のティーバッグ入り茶箱
(2) JAPAN TEA SHIZUOKA 抹茶

※１　ブランドの定義は「静岡県産一番茶100％＆静岡県内仕上げ加工100％」です。
※２　応募者は、（１）又は（２）のいずれか一方又は両方に応募することができます。
※３　（１）及び（２）の両方に応募する場合は、それぞれ申請書を作成し、提出してください。審査及び採択は、それぞれの商品ごとに行います。

３　補助の条件

(1) 商品デザイン及び仕様は、静岡茶ブランディング推進委員会が指定するものとし、これに基づき商品を製作すること。（原則変更不可）
(2) 製作した商品については、３年間は収支に無理のない範囲で継続した販売に努めること。
(3) パッケージ（茶箱・茶缶等）、包装資材、ラベル等商品資材は、静岡茶ブランディング推進委員会が指定するものを各自で購入すること。
(4) 本事業で提供する商品仕様は、本事業の実施に限り使用できるものとし、第三者への貸与又は本事業以外の商品等への使用を行わないこと。
(5) 静岡茶ブランディング推進委員会によるブランドプロモーション等に活用するため、補助対象商品のプロトタイプを、下表の数量及び期限までにお茶振興課へ納品すること。
※原則として下表数量を納品することとします。ただし、資材コスト等により著しく困難な場合は、別途協議します。また、納品数については、採択事業者数により調整をする場合があります。
(6) ブランドのPR、産地の茶葉や買求め先などの説明書を同封すること。

区　分	納品期限	納品数（目安）
(1) JAPAN TEA SHIZUOKA 22 茶産地のティーバッグ入り茶箱	９月末	100 個
	12 月末	200 個
(2) JAPAN TEA SHIZUOKA 抹茶	９月末	25 個
	12 月末	25 個

3　事業実施主体
県内に主たる事業所を有する茶業者等及び流通販売業者

4　補助率

区　分	補助率	補助額（目安）
(1) JAPAN TEA SHIZUOKA 22 茶産地のティーバッグ入り茶箱	定額	一者当たり 130 万円
(2)JAPAN TEA SHIZUOKA 抹茶	定額	一者当たり 28 万円

5　事業実施期間
交付決定日から令和９年３月 20 日まで

6　応募の流れ
①本事業への応募を検討している方は、公募〆切一週間前までに下記静岡茶ブランディング推進委員会事務局まで御連絡願います。
②事務局から、補助金交付要綱や実施要領、事業の応募に必要な書類を送付するとともに、応募書類の提出先や提出までの流れ等について説明させていただきます。
③事業計画の策定に当たっては、事務局と必ず面談を行っていただきます。
④応募書類の提出に当たっては、必ず①～③の過程を経る必要があります。

＜申請までのスキーム＞

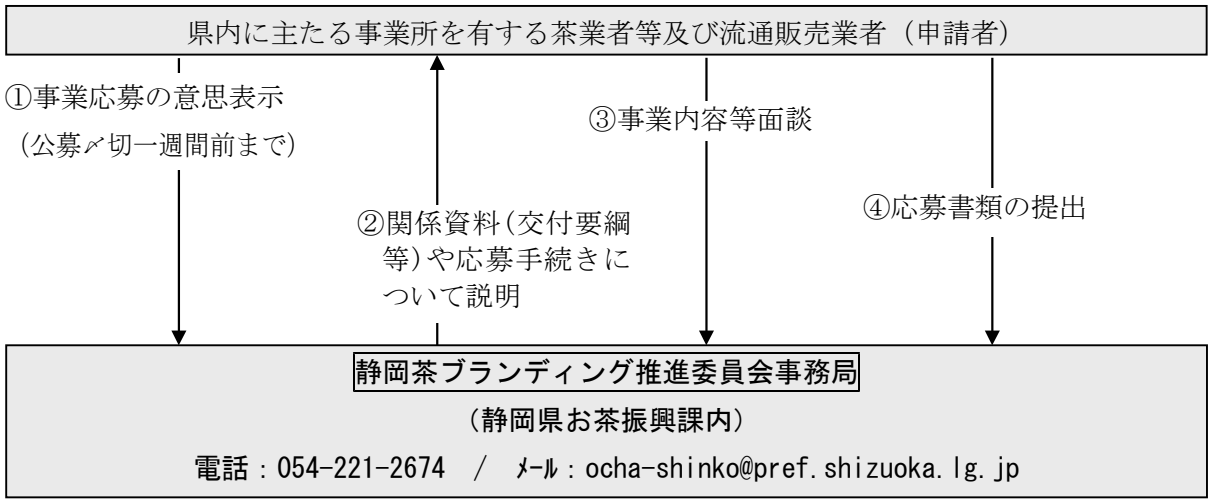

7　応募書類の提出及び事業問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町９番６号 静岡県経済産業部農業局お茶振興課	電話：054-221-2674

8　公募期間等
(1)公募期間

公募期間	
開始	締切
令和８年７月 14 日(火)	令和８年７月 31 日(金)17:00 必着

(2)申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

9　交付対象事業の選定

(1)提出された事業計画書については、実施要領第５の(1)のイの規定に基づき、審査会において交付対象事業の選定を行います。

(2)審査会は審査員による書類審査を実施する予定です。ただし、申請内容により採択されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。

(3)審査会では、次の項目を総合的に審査します。

①プロジェクトが目指すプレミアム・グローバルブランドの方向性に合致し、静岡茶の本質的価値の向上及び世界に向けた認知拡大に資するブランドオリジナル商品の開発及び展開を行い、継続的な販売が期待できるか。

②プロジェクトと連携して「JAPAN TEA SHIZUOKA」のブランド発信及びプロモーションに取り組めるか。

③事業実施に必要な茶葉又は抹茶を安定的に確保するとともに、事業を継続的かつ確実に実施できる体制を有しているか。

〈審査会等のスケジュールについて〉※スケジュールは予定であり、前後する可能性があります。

審査会開催日	審査結果の通知
令和８年８月上旬	令和８年８月上旬

10　情報の公開等

本事業への応募に当たっては、次の事項について承諾いただくものとします。

(1)採択時や事業終了時に、採択事業者の名称、事業の概要及び実績（成果物の画像等を含む。）等について、県やJAPAN TEA SZHIUOKAのホームページ等で公表すること。

(2)採択事業者は、JAPAN TEA SHIZUOKAのブランド発信及びプロモーションに協力するとともに、県や静岡茶ブランディング推進委員会が実施する広報活動、催事、取材、発行物への掲載等について、協力を要請する場合があること。

11　注意事項

(1)補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類が無ければ補助対象経費として認められません。（支払いが確認できない経費は補助金交付できません。）

(2)本補助金は、「JAPAN TEA SHIZUOKA」のブランド発信及び世界に向けたプロモーションへの活用を目的としています。このため、事業計画の策定に当たっては、商標登録後、速やかに販売開始できるスケジュールを想定してください。

(3)本公募要領に定めのない事項については、JAPAN TEA SHIZUOKAブランドオリジナル商品展開事業補助金交付要綱及び実施要領の定めによるものとします。